

鹿屋市告示第370号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた「鹿屋農業振興地域整備計画」を変更したので、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により告示し、次により縦覧に供する。

令和8年7月27日

鹿屋市長 郷原 拓男

鹿屋農業振興地域整備計画の縦覧場所

鹿屋市役所 農林水産部 農政課

輝北総合支所 産業建設課

串良総合支所 産業建設課

吾平総合支所 産業建設課